

ポイント解説!!

人材開発支援助成金

申請の流れ

補助金の概要から申請手続きの流れまで
初めての方にもわかりやすく解説!



01

人材開発支援助成金には 6つのコースがあり、各コース毎に様式が定められています。

人材開発支援助成金

各コースの紹介

人材育成支援コース

事業展開等リスクリング支援コース

人への投資促進コース ※一部のメニュー除く

教育訓練休暇等付与コース

建設労働者認定訓練コース

建設労働者技能訓練コース

02

申請の前に

人材育成の計画を立てていますか？



対象となる事業主

- ✓ **雇用保険の適用事業主** であること
- ✓ **人材育成の計画** を立てていること
- ✓ **適正な賃金** を支払っていること

厚生労働省では、企業の人材育成の方針を定めた「事業内職業能力開発計画」の策定を努力義務としており、人材開発支援助成金においては、策定と労働者への周知が活用の前提要件となっております。

03

申請の前に

「事業内職業能力開発計画」について

2つのポイント

1. 「事業内職業能力開発計画」とは？
2. 策定・周知 について

04

申請の前に

「事業内職業能力開発計画」とは？

自社の人材育成の基本的な方針などを記載する計画です。



- ▶ 従業員の育成方針や必要なスキルアップについて、経営者と従業員が共通の認識を持ち、目標に向かって進むことで、より効果的になります。
- ▶ 従業員の自発的な学習や訓練の取組意欲が高まることが期待されます。

05

申請の前に

策定・周知について | 計画の策定から周知までを行う「職業能力開発推進者」を選任しましょう！

「職業能力開発推進者」とは？



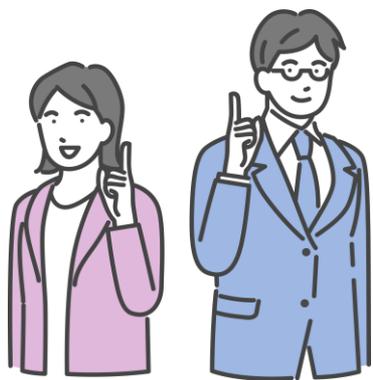
事業主や人事・労務の管理職などといった、
自社の人材育成の取組におけるキーパーソンです。

〔役割〕

- ・ 計画の策定・実施
- ・ 従業員への周知、指導や相談に応じる など

06 申請の前に 事業内職業能力開発計画

自社の人材育成の基本的な方針などを記載する計画です。



▶ 厚生労働省のパンフレットに
事業内職業能力開発計画の
作成イメージが載っております。

▶ 厚生労働省ウェブサイトでは人材育成の取組事
例についても紹介しております。

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

新規事業展開やDX推進等の人材育成に 「人材開発支援助成金」が活用できます ～「事業展開等リスティング支援コース」のご案内～

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「事業展開等リスティング支援コース」では、新たな事業の立ち上げなど事業展開等に併し必要となる知識および技術を習得させるための訓練を助成の対象としています。

支給対象

対象者 事業主：雇用保険適用事業所の事業主
労働者：雇用保険被保険者

訓練

- ① 訓練期間が108時間以上であること
- ② OFF-JT（企業の実業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ 職業に資した訓練で、以下のいずれかに該当する訓練であること

- i. 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野が必要となる専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練
- ii. 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注：本コースは、事業展開の内容を記載した「事業展開等実施計画」（様式1-3号）を職業訓練計画書と併せて提出する必要があります。習得内容の整理、具体的な記載が重要です。事前に準備をお願いします。

注：「事業展開」は、訓練開始日から起算して、2年以内に関与する実業活動の少なくとも1項目に該当し、専任の業務に従事していること、かつ、事業展開の進捗状況を定期的に報告し、報告内容に基づきフォローアップを実施していること、が条件となります。

（参考）事業展開の例：新商品やサービスの開発、製造、提供または販売を開始する。新システム、DXの例：ITツールやシステムを導入し、社内ネットワーク化を進める。例：グリーン・カーボンニュートラル化の例：業務の自動化にクラウドサービスを導入しているが、クラウドを導入した。等

助成率・助成額

① 助成率・助成限度額

経費助成率		資金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	1,000円	500円	1億円

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

注1：eラーニング、遠隔型、定額制サービスによる訓練は経費助成のみです。
注2：定額制サービスによる訓練の経費助成額は、受講者1人1月あたり2万円です。

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク LL070401開設05

07

手続きの流れ

事業内職業能力開発計画

01 申請の前に

- ・ 職業能力開発推進者の選任
- ・ 事業内職業能力開発計画の策定、労働者への周知



02 手続きの流れ

訓練開始日の1カ月前迄

訓練終了日の翌日から
2か月以内

計画届の提出

訓練の実施

支給申請書
の提出

支給・不支給
の決定

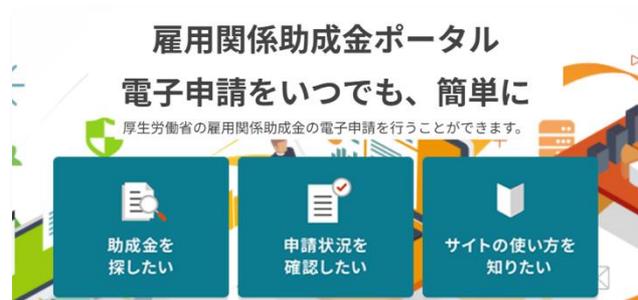
08

手続きの流れ

事業内職業能力開発計画



- ✓ 郵送の場合、管轄の労働局への到達した日付が受理日となります。
- ✓ 厚生労働省の雇用関係助成金の電子申請を行うことができます。
※電子申請を利用するためには「GビズID」の申請・取得が必要です。



手続きの流れ

訓練開始日の1カ月前迄

訓練終了日の翌日から
2か月以内



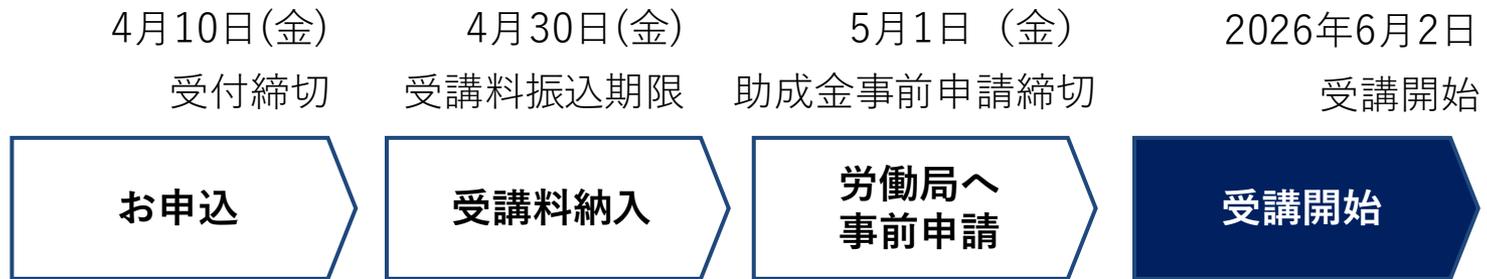
09

ポイント1

「提出期限」について <計画届>

訓練開始日から起算して1カ月前まで

- ✓ 受付締め切りは2026年4月10日（金）となっております。
- ✓ 労働局申請は、完備された申請書類をもって受理されます。



10

ポイント2

「提出期限」について <支給申請>

訓練終了日の翌日から起算して2カ月以内

- ✓ 訓練終了日の2ヶ月後の同じ日が期限日となります。
- ✓ **提出期限が土日祝日の場合、期限日直前の平日となります。**

訓練終了日が4月8日の場合



支給審査の上、支給・不支給を決定（審査には時間を要します）

11 社会保険労務士による申請サポートについて

人材開発支援助成金の申請には、訓練計画届や支給申請書など複数の書類が必要で、期限や形式に不備があれば不支給につながります。

社会保険労務士（以下社労士）は、労務・助成金制度に精通した国家資格者として、計画届の作成、必要証憑の整備、出席率や賃金助成の算定確認までトータルにサポートします。これにより代理店は申請業務の負担を大幅に減らし、安心して人材育成に専念できます。特に初めて助成金を活用する代理店にとって、社労士の支援は受給成功率を高める大きな効果があります。

1. 制度適合の确实性

訓練開始前の計画届から修了後の支給申請まで、期限と要件を満たした書類整備を支援します。代理店の不支給リスクを最小化します。

2. 包括的な支援範囲

一般的には書類作成にとどまらず、労働局から書類不備を指摘された場合の支援が受けられます。

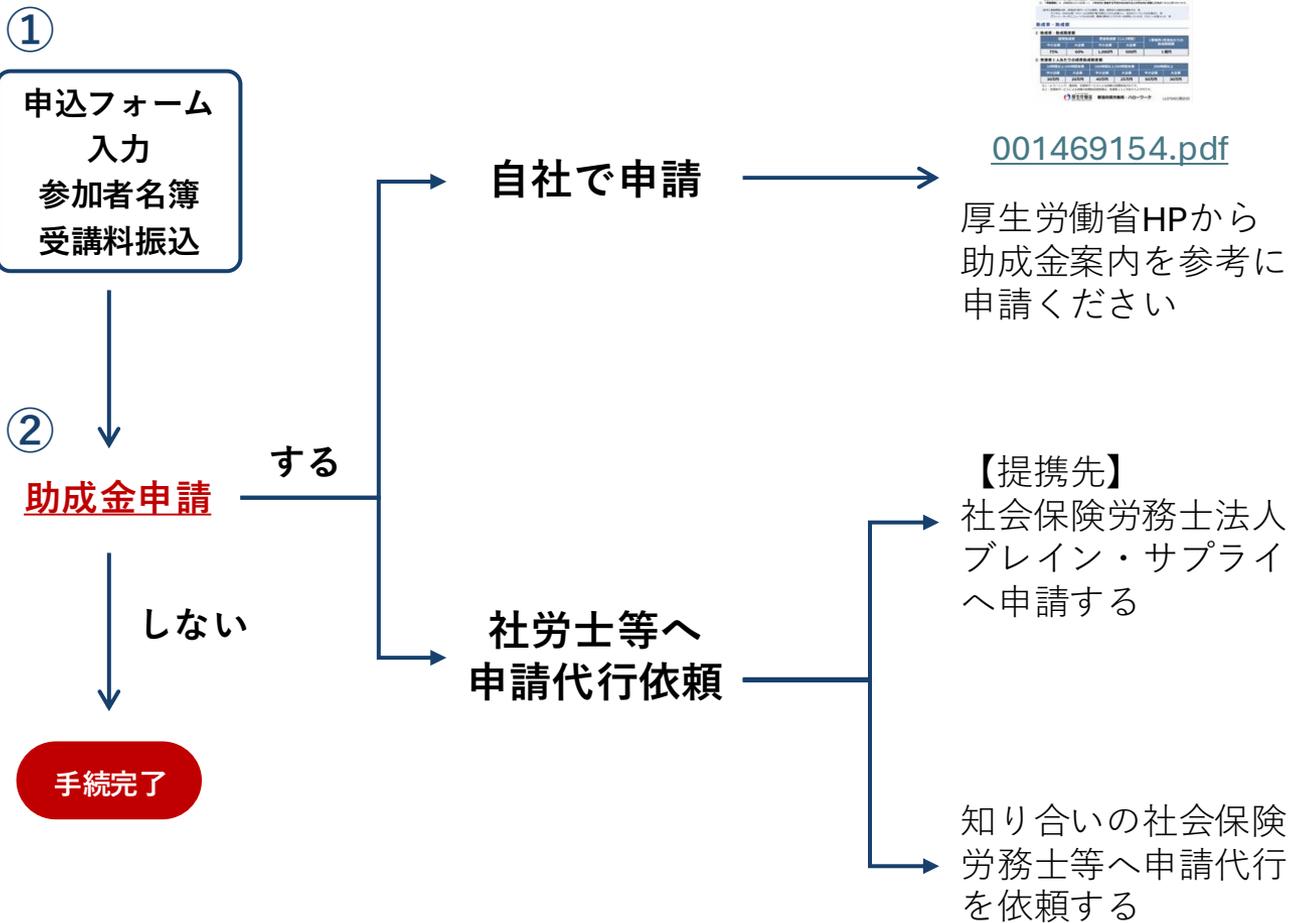
3. 依頼する社労士

社労士への依頼をお勧めしますが、いらっしゃらない場合は、当社提携の社労士法人も紹介可能です。申し込み時申請サポートサービスの希望の有無をお尋ねします。

※助成金の申請代行は社会保険労務士の独占業務とされており、社労士以外の者が事業者になって申請することは禁止されています。これに違反すると社会保険労務士法に基づき、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます。なお、禁止されているのは申請代行で、事業者が自ら申請することは何ら問題ありません。



12 社会保険労務士による申請サポートについて（全体像）



受講レポートや履修記録を
貴社へ提供しますので、
お申し出ください

申込フォームにて
「ブレイン社へ申請代行を
希望する」を
チェックすると
手続案内が送付されます

受講レポートや履修記録を
申請代行会社へ提供します
ので、お申し出ください。

13 よくある質問

Q&A

Q.助成額はどのように計算されますか？

ポイント＜総受講料80万円（税別）の場合＞

- 経費助成：受講料の75%
- 賃金助成：1時間当たり1人1,000円
- 人数が多いほど負担が軽減（受講者全員が80%以上出席した場合）

A. 下記になります。

人数	費用／人	助成額／人	支給額合計	実質負担／人
4	¥200,000	¥168,000	¥672,000	¥32,000
6	¥133,333	¥118,000	¥708,000	¥15,333
8	¥100,000	¥93,000	¥744,000	¥7,000
10	¥80,000	¥78,000	¥780,000	¥2,000

14 よくある質問

Q&A

Q.出席率はどのように判定されますか？

ポイント

- 出席率80%（864分以上）が条件
- 遅刻・早退も分単位でカウント
- 基準未達は対象外

A.出席率は全12回・計1,080分に対して80%以上、すなわち864分以上の出席が必要です。判定は回数ではなく分単位で行われます。

例えば2講座欠席（900分出席＝83%）なら対象ですが、3講座欠席（810分出席＝75%）では対象外です。

また、毎回10分遅刻を繰り返した場合は計120分の欠席となり960分（88%）で対象ですが、毎回20分遅刻なら計240分欠席で840分（77%）となり脱落扱いです。

基準未達の受講者は助成対象外となり、その分の助成金が減額されます。本プログラムではZoom入退室ログを分単位で管理し、欠席や遅刻が続く場合には事務局がフォローを入れる仕組みが整っています。

15 よくある質問

Q&A

Q. 研修の録画視聴で代替できますか？

ポイント

- 録画視聴は対象外

A. この助成金は「参加型の実地訓練」を前提にしています。
そのため録画視聴だけでは対象外です。

本プログラムはZoomを用いた双方向型で、講師の講義に加え、ブレイクアウトルームでグループ討議や発表を行う設計です。

例えばBCP策定演習では、自社のリスクを洗い出しグループ内で共有し、全体で発表することで、自分の言葉で説明できるレベルまで学びが深まります。

こうした仕組みにより「ただ聞くだけの研修」ではなく「実際に営業で活かせる力」を養うことができます。

16 よくある質問

Q&A

Q.申請要件（訓練要件）にはどんなものがありますか？

ポイント

- 計画届の提出
- 修了後2か月以内の支給申請
- 実訓練時間数の80%以上の受講

A.助成金が不支給になる主なリスクは3つです。

- ①訓練開始1か月前までに計画届を労働局に提出しなかった場合
- ②訓練終了後2か月以内に支給申請を提出しなかった場合
- ③受講率が80%未達となった場合です。

重要なのは、期限を守ることと受講率を確保することです。

17 よくある質問

Q&A

Q.申請要件（事業主要件）にはどんなものがありますか？

ポイント

- 助成金の対象となる事業主の要件
- 労働法の遵守や出席率などの詳細基準

A.以下が助成/申請要件となります。

- ・雇用保険の適用事業主 であること
- ・人材育成の計画 を立てていること
- ・適正な賃金 を支払っていること
- ・労働法全般を遵守していること（法律に抵触する点がある場合には不支給となる）
- ・その他詳細な助成金申請基準を満たさない場合（例：受講場所が計画通りでは無い場合、出席率が80%未満等々）

等

18 よくある質問

Q&A

Q.申請事務は外部に依頼できますか？

ポイント

- 外部委託は可能（社労士法人など）
- 社会保険労務士法人ブレイン・サプライが信頼できるパートナー

A.申請事務は専門性が高く、期限遅れや不備があると不支給につながるため、社労士法人などへの委託が推奨されます。

「社労士法人ブレイン・サプライ」は、2009年設立、2016年に社労士法人化し、代表の岡弘己氏は旧住友海上出身で法人営業や助成金支援の経験が豊富です。

同社の理念は「企業のドクター」であり、問題の本質を捉えて再発防止を図る姿勢が特徴です。社会保険労務士だけでなくキャリアコンサルタントや産業カウンセラーも在籍し、全国オンライン対応が可能です。申請代行を依頼することで、初めて助成金を申請する代理店でも安心して取り組める体制を整えています。

【ブレイン・サプライグループホームページはこちら↓↓】

<https://brain-supply.co.jp/>

19 社労士法人ブレイン・サプライについて

項目	内容
法人名	社会保険労務士法人ブレイン・サプライ
代表者	岡 弘己
設立	2016年10月
本社所在地	〒101-8350 東京都千代田区西神田1丁目4番5号 東光電気工事ビル5階
事業内容	労務コンサルティング/法律から経営を守る就業規則他各規程作成 社会保険・労働保険関係手続/給与計算業務/公的助成金・給付金申請手続 ニーズに沿った社員教育・勉強会/人事労務に関する情報提供・業務指導 その他各種手続業務

< 申請サポート料金 >

人数	申請料 (税別)
1~10	¥50,000
11~15	¥70,000
16~20	¥90,000
21~25	¥110,000
26~30	¥130,000